

中小企業サポートかながわ



使える! 中小企業支援策を2分で拾い読み
第200号 2017年11月

11

CONTENTS

News 4者連携で支援強化	02
特集 下請けいじめはKIPに相談	04
CASE STUDY 情熱社長に聞く(中栄信用金庫ご紹介企業) ～五洋工業株式会社 酒村 社長	08
FBC/ハノイ2018ものづくり商談会参加企業募集/ 12月の巡回あっせん相談	10
平成29年度「発注企業生産現況調査(9月調査)」/ わたしたちKIPです〈Vol.5〉取引振興課	11
企業誘致施策 ～アサヌマコーポレーション株式会社	12
神奈川県中小企業制度融資/太陽光発電設備の研修会	13
神奈川県最低賃金改正/ワーク・ライフ・バランス企業担当者交流会	14
電波暗室によるIoT関連機器等の開発支援機能を強化	15
受・発注商談会(横浜会場)/KIPイベント情報11月～12月	16

News

4者連携で支援強化

創業・イノベーションの実現へ



表紙の人

五洋工業 株式会社
代表取締役社長
酒村 幸男氏
(p.8-9「情熱社長に聞く」)
[事業内容] ステンレス・アルミ等の精密板金
[本社所在地] 秦野市菩提
[設立] 1974年

『中小企業サポートかながわ』は、創刊200号を迎えました。

『中小企業サポートかながわ』は、2001年の中小企業支援窓口のワンストップ化を機に、より多くの県内企業さまに我々のサポート情報をお届けするため創刊しました。

この16年間で中小企業さまが直面する経済・社会構造は加速的に変化しました。KIPのご支援は、その流れに連動することで、経営革新や海外展開、金融面のサポートをはじめ、創業から事業承継までよりトータルなものに進化しています。これからもKIPは『中小企業サポートかながわ』を通じ、皆さまにご利用いただきたい支援事業をどんどん発信し、神奈川県を元気にしてまいります。



公益財団法人
神奈川産業振興センター

経営・技術・金融の連携による ～ 県内の4つの専門機関が連携

I 県内全域で中小企業支援を行う4機関は、経営・技術・金融の各方面から総合的に支援するため、2017年10月2日に業務協力に関する協定を締結しました。

公益財団法人神奈川県産業振興センター(KIP)
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(KISTEC)
株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
神奈川県信用保証協会(県保証協会)

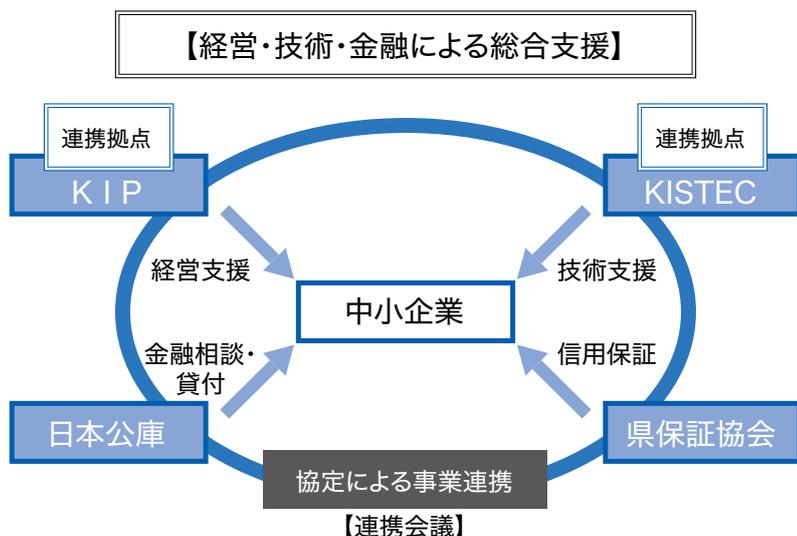
4機関は連携し、神奈川県内の中小企業に対する経営・技術・金融による総合支援を展開し、創業・イノベーションの実現を戦略的に推進します。

連携による取組内容

- 1 経営・技術・金融による総合支援を図ります。
 - (1) 経営、技術及び金融による総合支援を、ワンストップで対応します。
 - (2) 生産性の向上やイノベーションの取組に対する重点的な支援を行います。
- 2 創業・イノベーションの戦略的推進を図ります。
 - (1) 「研究開発」発ベンチャーの事業化の推進を図ります。
 - (2) 「かながわイノベーション戦略的支援事業(※)」の新規展開(新規)

「かながわイノベーション戦略的支援事業(※)」について

神奈川の将来の成長につながるものが大きく期待される事業を、4者が「かながわイノベーション戦略的支援事業」として認定し、無償で専門スタッフが寄り添って支援する等の優遇措置を用意するなど重点的な支援を実施。4機関の事業を効果的に連携させることにより、創業・イノベーションの戦略的推進を図ります。



(左から) KIP 北村理事長、KISTEC 馬来理事長、日本公庫 白木支店長、県保証協会 黒川会長

り県内中小企業を総合支援 し、皆さまの課題を解決します。～

Ⅱ 経営、技術、知的財産、デザインなどさまざまな課題に対し、ワンストップによる総合相談・支援体制を強化しました。

KIPの経営総合相談
神奈川県よろず支援拠点の経営相談
KISTECの技術・デザイン相談
公益社団法人かながわデザイン機構のデザイン相談
一般社団法人神奈川県発明協会の知的財産相談

それぞれの相談窓口を、神奈川中小企業センタービル4階のワンフロアに集約することなどにより、さまざまな課題に対し、ワンストップで対応する総合相談・支援体制を強化しました。

 経営全般、創業、法律、税務、労務、ITのほか、下請事業者からの企業間取引に関するご相談などに対しても、各分野の専門家が皆さまをサポートいたします。経営に関するお悩み、また、「こんなこと相談できるの?」「どこに相談すればいいの?」そんな時はぜひ、経営総合相談課にお問い合わせ下さい。経営のご相談にワンストップでお応えいたします!

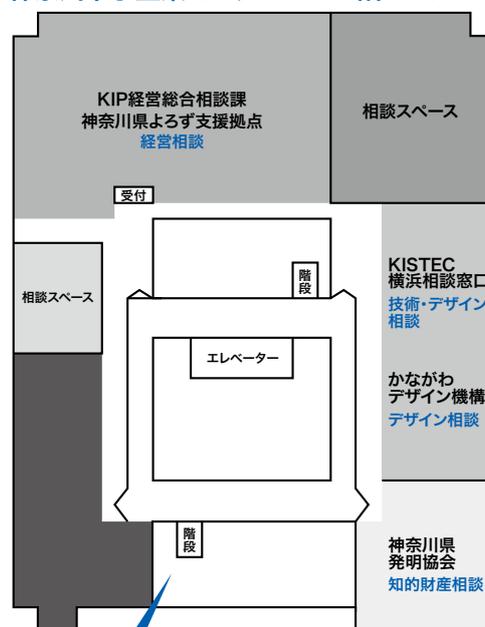
KIP経営総合相談課長 藤田 信二
(中小企業診断士)
TEL(045)633-5200

 「神奈川県よろず支援拠点」ではこれまででも中小企業・小規模事業者のさまざまな経営課題解決の取り組み支援を行ってききましたが、今回のワンフロア化の取り組みを機会にこれまで以上にきめ細かな支援活動を推進して行きます。

神奈川県よろず支援拠点
チーフコーディネーター 山崎 隆由
(中小企業診断士、地域活性化アドバイザー)
TEL(045)633-5071



神奈川中小企業センタービル 4階フロアー



 利便性の良い関内にあるKIPの中で、KISTEC職員が無料の技術相談に応じます。さらにテレビ電話により、海老名本部まで足を運ぶことなく、さまざまな分野の専門職員への技術相談や、試験計測(依頼試験)・受託研究の打合せができます。

KISTEC横浜相談窓口(よこはまプランチ)
コーディネーター 大塚 康男
TEL(045)633-5124

 (公社)かながわデザイン機構では、KISTECから運営委託を受け、中小企業の皆さまのさまざまなデザイン課題の解決や企業価値創出をお手伝いしています。デザインでお悩みの前に、まずは、ご相談ください。

(公社)かながわデザイン機構
理事長 柏原 政彦
TEL(045)681-2341

 (独法)工業所有権情報・研修館(INPIT)事業で神奈川県知財総合支援窓口を開設しています。関係機関と連携しつつ、中小企業・個人事業主などから特許権や商標権取得等知財に関する幅広い相談を一手に受け、成果をあげております。

(一社)神奈川県発明協会 窓口支援担当
広島 政広
TEL(045)633-5055



テレビ電話

 KIP県央支所はKISTEC内に事務所を置きKISTEC職員と一緒に経営と技術の相談に対応しております。お忙しい企業さまに対してはKIP職員とKISTEC職員が訪問してご相談に対応しておりますので、お気軽にお声をかけてください。

KIP県央支所長
栗原 正人(中小企業診断士)
TEL(046)292-0322

中小企業の皆さん、取引上の悩みを抱えていませんか？

KIP(神奈川産業振興センター)では、「下請かけこみ寺」※を設置し、県内中小企業が抱える取引上のさまざまな悩みやご相談に対応しています。企業間取引や下請代金法などに詳しい相談員の他、必要に応じてKIPの無料弁護士相談があなたをサポートします!([無料弁護士相談]は相談曜日が指定されています。あらかじめ電話でご確認ください)

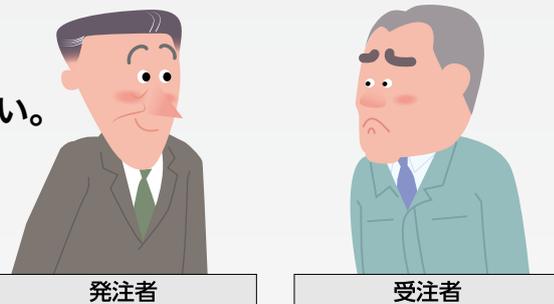
※「下請かけこみ寺」は取引の適正化を推進することを目的として下請代金支払遅延等防止法(下請法)など中小企業の取引上の相談に対応するため国(経済産業省・中小企業庁)が全国48カ所に設置したものです。

— 11月は下請取引適正化推進月間です —

それ、「下請けいじめ」ではありませんか

例えば・・・

- ❗ 支払日を過ぎても代金を支払ってくれない。
- ❗ 原材料が高騰しているのに単価引き上げに応じてくれない。
- ❗ 長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。
- ❗ お客さんからキャンセルされたので部品がなくなると言って返品された。



— 下請法違反で公正取引委員会が指導した件数は、昨年度6,302件と過去最悪 —

「もっと早く知っていれば」と後悔しないために 経営者は“下請法”を頭の片隅に

【下請法の対象範囲】

下請法の適用対象となる取引当事者の資本金区分

規制対象となる取引	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の製造委託または修理委託 ・プログラムの作成委託 ・運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係る役務提供委託 	<table border="1"> <tr> <th>親事業者</th> <th>下請事業者</th> </tr> <tr> <td>資本金3億円超</td> <td>資本金3億円以下(個人を含む)</td> </tr> <tr> <td>資本金1千万円超3億円以下</td> <td>資本金1千万円以下(個人を含む)</td> </tr> </table>	親事業者	下請事業者	資本金3億円超	資本金3億円以下(個人を含む)	資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下(個人を含む)
	親事業者	下請事業者						
資本金3億円超	資本金3億円以下(個人を含む)							
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下(個人を含む)							
<ul style="list-style-type: none"> ・情報成果物作成委託(プログラムの作成を除く) ・役務提供委託(運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く) 	<table border="1"> <tr> <th>親事業者</th> <th>下請事業者</th> </tr> <tr> <td>資本金5千万円超</td> <td>資本金5千万円以下(個人を含む)</td> </tr> <tr> <td>資本金1千万円超5千万円以下</td> <td>資本金1千万円以下(個人を含む)</td> </tr> </table>	親事業者	下請事業者	資本金5千万円超	資本金5千万円以下(個人を含む)	資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下(個人を含む)	
親事業者	下請事業者							
資本金5千万円超	資本金5千万円以下(個人を含む)							
資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下(個人を含む)							

「下請けいじめ」はKIPに相談!

「下請かけこみ寺」相談窓口

TEL 045 (633) 5200 (経営総合相談課)

匿名可

無料

秘密厳守

(1) 親事業者4つの義務

	概 要
① 書面の交付義務	発注の際は、直ちに具体的な必要記載事項を全て記した書面を交付すること
② 支払期日を定める義務	下請代金の支払期日を納入された物品の受領後60日以内に定めること
③ 書類の作成・保存義務	下請取引の内容を記載した書類を作成し、2年間保存すること
④ 遅延利息の支払義務	支払が遅延した場合は遅延利息を支払うこと

(2) 親事業者11の禁止事項

禁 止 事 項	概 要
① 受領拒否	注文した物品等の受領を拒むこと
② 下請代金の支払遅延	下請代金を受領後60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと
③ 下請代金の減額	あらかじめ定めた下請代金を減額すること
④ 返品	下請事業者に責任がないのに、発注した物品などを受領後に返品すること
⑤ 買ったたき	類似品等の価格や市価に比べ、著しく低い下請代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること
⑦ 報復措置	下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止等、不利益な扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること
⑨ 割引困難な手形の交付	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること
⑩ 不当な経済上の利益の提供要請	下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること
⑪ 不当な給付内容の変更及びやり直し	費用を負担せずに注文内容を変更したり、受領後にやり直しをさせること

違反行為事例を大幅に追加！ 下請法の運用基準が13年ぶりに改正されました

公正取引委員会による勧告・指導の中で、繰り返し見受けられた行為、事業者が問題ないと認識しやすい行為、さらに、関係省庁のヒアリングで得られた問題行為など「違反行為事例」が66事例から141事例と大幅に追加されました。

追加された主な違反事例

減額

コンビニエンスストア本部である親事業者は、消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、店舗において値引きセールを実施することを理由に、下請代金から一定額を差し引いて支払った。



買ったとき

親事業者は、取引先と協議して定めた「〇年後までに製品コスト〇%減」という自己の目標を達成するために、部品の製造を委託している下請事業者に対して、半年毎に加工費の〇%の原価低減を要求し、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。



買ったとき

親事業者は、下請事業者に製造を委託している部品について、量産が終了し、補給品としてわずかに発注するだけで発注数量が現状大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を下回る下請代金の額を定めた。



「交渉ノウハウ」で会社を守る！ 事例集・ハンドブック、セミナー等

中小企業庁では、親事業者からの単価値下げや無償の金型保管・管理などの要請等に対し、取引条件の交渉力向上を支援しています。事例集・ハンドブックやセミナー等を、御社の価格交渉にぜひご活用ください。

価格交渉サポート事業ホームページ

<https://www.zenkyo.or.jp/kakakusupport/>

**価格交渉を有利に進めるために知っておきたいテクニック
発注者の視点を知ることによって交渉力を高める！**

KIPでは特に「代金の支払遅延、減額」の相談が多く寄せられています。

あなたの会社は
大丈夫ですか？

相談事例①：^{かし}瑕疵による支払いの留保

《相談内容》 A社(資本金2億円)は、B社(資本金10億円)から部品の製造を委託され納品しましたが、B社が先月組み立てた製品の一部に瑕疵が見つかったため、現在、原因を調査中であるとして、下請代金の支払を留保されています。原因がはっきりするまで何カ月も下請代金の支払いを留保されることは、下請代金法上問題ではないのでしょうか。



《アドバイス》 A社とB社の取引内容(製造委託)と下請代金法の資本金基準(3億円基準)をそれぞれ満たしているため、下請代金法が適用されます。今回の場合、A社が納品した部品に瑕疵があったか否かが判明していない以上、支払いを留保することは正当な根拠ではないと考えられます。したがって、当初定めた支払期日を過ぎて、B社が下請代金を支払わなかった場合、下請代金法の「支払遅延」(法4条1項2号)、さらに、原因が不明のまま、下請代金の全部または一部を差し引いた場合は下請代金法の「減額」(法4条1項3号)に該当するおそれがあります。

《原因・留意点》 まず、B社に対し、下請代金の支払遅延は下請代金法に違反することを認識させることが大切です。また、納品した部品の不具合については、具体的な原因を示す資料等を求めるようにしましょう。

相談事例②：不当な値引き要求

《相談内容》 A社は(資本金1千万円)、コンピュータシステムのメンテナンス等を行っていますが、同業者であるB社(資本金3億円超)から受注したソフトウェアの設計の作業費用約500万円が未収となっています。B社からの値引き要求に対して、A社が断ったことから、下請代金を支払わないといっています。また発注書面はなく、代金は見積書を提出して口頭による合意で決定されています。A社として、どのように対応すればよいのでしょうか。



《アドバイス》 A社とB社の取引は、「情報成果物作成委託」に該当し、さらに下請代金法の資本金基準(3億円基準)を満たしており、下請代金法が適用されます。B社の行為は、発注を行った際、交付すべき発注書面がないことから、下請代金法の「書面の交付義務」(法3条)違反さらに、注文してからA社の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず代金の値引を要請し、A社が断ったことを理由に未だ代金を支払っていないことから、下請代金法の「支払遅延」(法4条1項2号)に違反するおそれがあります。もし、B社がこのまま一方的に値引きして下請代金を支払った場合は、下請代金法の「減額の禁止」(法4条1項3号)にも触れることとなります。B社に、下請代金の未払は下請代金法に違反するおそれがあることを伝え、代金支払の交渉をしましょうか。

《原因・留意点》 B社が下請代金法を遵守せず、発注書面を交付しない点が本件の根本原因です。A社としては、B社に対して発注書面の交付を申し出ることが必要です。しかし、それでもB社が発注書面を交付しない場合は、下請かけこみ寺に相談してください。A社としては、後に発注内容を明らかにするため、念のため発注書面に代わる仕様書や納期、代金、支払期日等が記載されている書面、メール、ファックス等のやり取りを証拠化して残しておく必要があります。

あなたの頼れる
解決力

「下請けいじめ」で泣き寝入りする前にKIPにご相談ください！

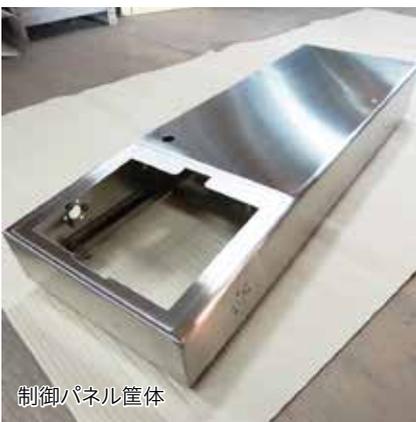
親事業者と中小企業は上下関係ではありません。適正な利潤でお互いが新技術の開発を目指すパートナーとなるよう、不当な取引を改善しましょう！

下請かけこみ寺 TEL 045(633)5200

大企業から地元中小の経営者へ 転身2年目、外目線で

ステンレスやアルミの精密板金加工を手掛けて43年。五洋工業が誇る熟練工の高い技術は、地元でも定評がある。代表取締役就任したばかりの酒村氏(50)は、その強みをホームページや会社案内で積極的に展開し、初の商談会参加で2社から受注を獲得。「バイヤーさんが困っていらして、そこにハマっただけですよ」とどこまでも低姿勢ではあるが、従業員やその家族の生活を背負うことになった人生の後半で、青い炎が見えるほどの情熱経営を語る!

(聞き手:中栄信用金庫 渋沢支店長 原氏)



制御パネル筐体

「中途半端?いやその逆だ」

原 一昨年10月に五洋工業に入られて以降、御社の「強み」が目に見える形で打ち出されているようですが。

酒村 ローカルベンチマーク(※1)を作成する過程で、地域経済の中で弊社にどういった付加価値があるかを模索しました。しかし、同業他社を調べるといっても近隣はまず見せてくださらないですし、拝見できる企業は絶対に真似できない尖ったところ。「あぁいいな」で終わってしまいます。

※1 経営診断の指標

原 板金の大手さんは大量生産でコストを安くする。一方では、少量多品種短納期でがんばっていらっしゃるところもありますね。

酒村 うちはその中間で、すぐ中途半端だと思っていたのですが、いや待てよ、その逆じゃないか、と。大量生産では受けてもらえないけれど少量では物足りないというお客さんがきつとい

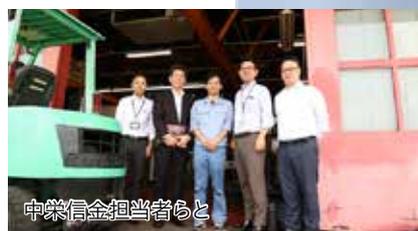
る。そこをあえて文言で謳おうと考えました。板金だけではなかなか付加価値がないので、大手は前後に仕事を延ばしています。前は材料の調達、後ろは組立だとか表面処理ですね。ワンストップにするには大きな投資が必要で、こういう経営判断ができる方は勇気があると思います。うちは、技術的に深堀りしたい。他社が扱わず困っているお客さまに貢献できればと思っています。

原 酒村社長の強みは、外目線で現状把握できることです。製造業さんで陥りがちなのは、「うちの強みはこれです」と。すごい技術がおりなのですが、そこにニーズがあるかというところ…。それに、今は規模じゃない気がしますね。

酒村 規模だと調達は海外に勝てないですから。コストコストと言われ、じゃあロボット化して人を減らしてとなると、何のために会社をやっているか分からないですよ。

原 中小企業の鏡ですね。

酒村 従業員がこの記事を読んでなんて言うか分かりませんよ(笑)。ホームページや会社案内といったツールで自社の強みを打ち出す作業に集中できるのも、新人の私が居なくても、みんなで会社を回してくれているからです。



中栄信金担当者らと

ホームページを整備し、商談会でヒット

原 ホームページのリニューアル、成功しましたね。

酒村 正直効いたと思いますよ。ホームページ経由で引き合いが5件入りしました。自分がお客さまの立場なら最初に見ますものね。

原 6月の「8信金商談会」では、翌日から見積もり依頼が5件あったとか。

酒村 当社に入り、前職のツテを頼ってほぼ飛び込みに近い営業もしましたが、うまくいきませんでした。一方、ツールを整備し臨んだ商談会で、2件のお取引に至りました。商談会では1社あたり15分の持ち時間ですが、製造業で時間内にプレゼンするのは不可能。逆にホームページをしっかりと読み込まれると、当日は話すことがないくらいでした。

原 バイヤー企業さまごとに資料をカスタマイズされていました。

酒村 例えば先方の会社名を入れるといったワンポイントアクセントだけで



酒村社長が実習で制作した盞



海外商談会

【参加企業募集】 FBCハノイ2018ものづくり商談会

昨年に続き開催されるこの商談会は、日本各地の銀行および自治体などとの共催で、事前予約制のマッチングにより行う業界特化型の商談会です。また、各参加企業の展示ブースが設けられ、販路拡大のPRや材料・部品の現地調達を目指す場としても活用いただけます。参加企業、来場する企業は在ベトナム日系企業、ベトナムローカル企業、アセアン地域からの企業などさまざまです。この機会にぜひ新たなビジネスにつなげてください。

●国際課 TEL 045(633)5126

日 時: 2018年3月8日(木)～9日(金) 9:00～17:00

会 場: National Exhibition Construction Center Hanoi

主 催: FACTORY NETWORK ASIA GROUP/NC NETWORK GROUP

対象企業: ベトナムでの部品調達、販路拡大を目的とし、下記の業種に該当する神奈川県内の中小製造業

B to Bで部品・製品を製造加工している企業

具体的には、金属製品、自動車、一般機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、

電子部品・デバイス、精密機械器具、化学工業、プラスチック・ゴム製品等

出 展 料: 50,000円(税込)

ブ ー ス: 6㎡/幅3.0m×奥行き2.0m

標準装備: ①商談テーブル1台、椅子4脚 ②鍵付キャビネット1台 ③電源コンセント(220V)×1 ④スポットライト×2灯

募集定員: 5社程度

募集期限: 2017年12月27日(水)まで※ 先着順のため定員に達し次第、締切

昨年度参加企業の声

- ・現地の市場や需要が把握でき、今後の進出の足掛かりができた。
- ・名刺交換や交流会参加などにより人的ネットワークができた。



— 昨年の様子 —



取引相談会

新たな取引先をご紹介します! 12月の巡回あっせん相談

KIPでは、県内中小企業者等の皆さまの安定的な取引の確保・拡大を図るため、各地区で受・発注取引のあっせん相談を行っています。あっせん相談は、県内7地区の商工会議所等とKIPの川崎・相模原両駐在事務所でも実施しています。新たな販路開拓をお考えの皆さま、お近くの会場をご利用ください。

●取引振興課 TEL 045(633)5067

開催場所	日 時	
藤沢商工会議所	5日(火)	13:00～16:00
秦野商工会議所	8日(金)	
小田原箱根商工会議所	13日(水)	13:30～16:00
横須賀三浦地域県政総合センター	14日(木)	
茅ヶ崎商工会議所	18日(月)	13:00～16:00
大和商工会議所	19日(火)	
平塚商工会議所	20日(水)	13:30～16:00
川崎駐在事務所 ※1	毎週木曜日	
相模原駐在事務所 ※2	13日、27日(水)	13:00～16:00

- ※1 川崎市産業振興会館 6F
〔(公財)川崎市産業振興財団〕内
- ※2 相模原商工会議所商工会館 3F
〔相模原商工会議所〕内



調査結果

平成29年度「発注企業生産現況調査(9月調査)」 生産現況は前期より大幅に改善、次期見通しに についても改善の見込み

県内発注企業の9月期・生産現況(全業種)を見ると、前期の▲5.5から25.2ポイント増加の19.7となり、大幅に改善した。また、3カ月先(29年12月期)の見通しでも、今期の19.7から9.3ポイント増加の29.0と改善する見込みとなっている。

●取引振興課 TEL 045(633)5067

調査時期/業種	鉄鋼	非鉄	金属	機械	電気	輸送	精密	その他	全業種
28年 9月期	0.0	▲14.3	8.0	8.0	12.1	11.1	▲14.3	0.0	5.2
28年 12月期	66.7	33.3	25.0	9.3	26.3	64.7	6.7	3.7	21.5
29年 3月期	▲20.0	▲37.5	24.0	▲2.4	10.3	31.6	0.0	▲27.3	2.8
29年 6月期	60.0	▲25.0	▲6.9	3.6	▲15.2	0.0	▲31.3	0.0	▲5.5
29年 9月期	25.0	66.7	▲4.8	20.9	22.9	40.9	▲16.7	21.1	19.7
29年 12月期見通し	50.0	16.7	42.9	25.6	28.6	18.2	16.7	42.1	29.0

※ 29年6月期～29年9月期の業種別の生産現況と生産見通しをB.S.I値(上昇企業数割合-下降企業数割合)で表したものを示す。

業種別の生産現況

8業種のうち、「金属・精密」がB.S.I値がマイナス値となり、その他の6業種がすべてプラス値となった。

29年9月期と比べ、次期(29年12月期)については、全業種でプラス値となり、「金属」は今期の▲4.8より47.7ポイント増加の42.9と大幅な増加を見込んでいる。

調査期間:9月29日～10月10日

調査対象:500社

(登録企業データベースに登録している
資本金3,000万円以上の県内発注企業)

回答企業数:162社 回答率:32.4%

わたしたち
KIPです

〈Vol.5〉

取引振興課

ビジネスチャンス拡大 販路開拓を推進します。

仕事がほしい! 仕事を出したい! などの企業に、取引先を紹介する「受・発注取引のあっせん」を行っています。また、受注企業と発注企業が一堂に会する「受・発注商談会」で、新規取引先の開拓をバックアップ。さらに県下最大級の工業技術見本市「テクニカルショウヨコハマ」(毎年2月)と先端技術見本市「テクノトランスファーinかわさき」(毎年7月)を開催し、企業PR、マーケティングのお手伝いをしています。

取引先にお困りなら、
取引振興課にご相談ください!

TEL 045(633)5067 E-mail:torihiki@kipc.or.jp

[企業インタビュー]

世界的に通用する技術力と パイオニア精神

アサヌマコーポレーション株式会社

平 成28年度より開始された県の企業誘致施策である企業誘致促進融資をご利用いただき、成長されている企業をご紹介します。

Q 御社の事業概要を教えてください。

当社の創業者が、戦時中、傷病者に赤いマークを付けていたことからアイデアを得て、それまでは手や鳥の毛で行っていた眉墨を、日本で初めて鉛筆型にして開発しました。それをきっかけに現在まで、メイクアップとベースメイク化粧品のOEM・ODMとして事業を展開しています。国内の工場と研究所に加え、2007年には上海にも工場を設立し、今後もグローバルに事業を拡大していこうと考えています。

Q 企業誘致促進融資を利用しようと考えた理由と、新研究所について、既存研究所との違いやその特長について教えてください。

事業を拡大するにあたり、融資制度の利用を考えていた際、民間の金融機関に比べ、長期(15年)かつ固定で低利である県の制度に魅力を感じたためです。

相模原市の新研究所には、同市内の既存研究所と、東京都中野区にある開発センターのスキンケア部門を集約しました。研究所の規模が大きくなった分、人員や設備の導入、研究に特化した組織を設置して、新たな製品開発にも取り組めるようになりました。特に良かった点は、国内外からの来客が多い研究所が以前よりも明るくきれいになり、ここなら良い製品を提供してくれるだろうというお客さまの信頼をより獲得できていることを実感できたことです。その結果、企業さまから直接持ち込んでいただく案件も増えました。

Q 御社の今後の事業展開・展望について教えてください。

化粧品業界は、現在、インバウンドによる国内需要の増加と、日本製品の売上げが海外でも伸びているため、緩やかに景気が上昇しています。その中で、当社は今後も、メイク化粧品と基礎化粧品を中心に高品質な製品を提供していきたいと思えます。また、高齢化社会において、シルバー層向けの製品や安全で無害な製品など、今後伸びていくと見込まれる製品にも力を入れていきます。加えて、ヘアケアやトイレットリー、浴剤等の分野への事業展開も考えています。

Q 最後に、神奈川県産業労働行政へ要望するところがあればお願いします。

新しいものや新しい道を探っていくために、国や県、大学などが連携して研究等を行う施設や仕組みがあれば、多くの中小企業が助かると思えます。当社も、さらなる技術力の向上に努めたいと思えます。



麻沼代表取締役社長



研究所外観



製品



作業風景

アサヌマコーポレーション株式会社 東京都中野区南台3-37-19
TEL 03(3383)0511(代) / FAX 03(3383)0517

●県金融課 資金貸付グループ TEL 045(210)5681

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5779/>

小規模な事業を営む方を 融資で支援しています

～小規模クイック融資を
ご活用ください～

神奈川県 制度融資

検索

県内で原則1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者を対象に、事業に必要な資金の借入れを支援する中小企業制度融資を実施しています。県が貸付原資の一部を負担し、神奈川県信用保証協会が公的な保証人となることで、銀行や信用金庫などの金融機関が低利な融資を行います。今回はその中から、小規模な事業を営む方にご利用いただける「小規模クイック融資」をご紹介します。

融資対象者: 従業員数30人(卸売業・小売業・サービス業の場合は10人)以下の中小企業者

資金使途: 運転資金

融資限度額: 2,500万円

期間・利率: 1年以内: 金融機関所定(固定金利)

1年超7年以内: 年2.1%以内(固定金利)または金融機関所定(変動金利)

信用保証: 神奈川県信用保証協会の保証が必要

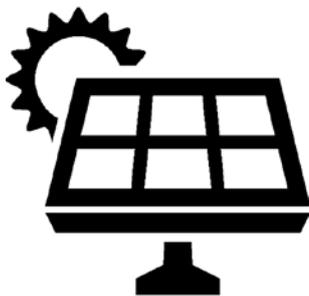
保証料率は年0.45%～1.52%(県補助後の料率)

お申込み: 取扱金融機関の窓口へ直接お申込みください。

●県金融課 金融相談窓口(借入のご相談) TEL 045(210)5695
融資グループ(制度の内容) TEL 045(210)5677
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p864772.html>

太陽光発電設備を 設置されている皆さまへ

受講料無料の保守メンテナンス等
に関する研修会を開催します!



平成29年度より「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が改正、施行されました。これにより、太陽光発電事業を長期、安定的かつ効率的に実施していくため、適切な設計・施工や保守点検が求められています。そこで、太陽光発電設備の設置者(ユーザー)の皆さまに向けた受講料無料の保守メンテナンス、太陽光発電の基礎及び改正FIT法に関する研修会を開催いたします。この機会にぜひご参加ください。

対象者: 太陽光発電設備を設置している方(住宅用含む)

開催日時: 11月24日(金)18:00～20:30

開催場所: 万国橋会議センター

定員: 100名(先着順)

申込方法: 参加者氏名、連絡先(住所・電話番号・メールアドレス)、発電設備の規模(例〇KW)を記入の上、下記メールまたはFAXにてお申込ください。

E-mail: staff@greenenergy.jp FAX 03(5805)3588

●NPO法人太陽光発電所ネットワーク TEL 03(5805)3577

神奈川県最低賃金改正のお知らせ

2017年10月1日から
時間額956円となりました。

最 低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイト等の雇用形態を問わず、全ての労働者に適用されます。

なお、最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られていますので、次の賃金は対象とはなりません。

- ①精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②臨時に支払われる賃金(結婚祝金等)
- ③1カ月を超える期間毎に支払われる賃金(賞与等)
- ④時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

また、神奈川労働局では、中小企業・小規模事業者向けに各種支援(業務改善助成金やキャリアアップ助成金の支給など)や無料相談を実施しています。

最低賃金の件名	最低賃金額 (時間額)	効力発生年月日
神奈川県最低賃金	956円 (前年比+26円)	2017年10月1日

助成金に関するお問合せ

〈各種支援、無料相談〉

- 神奈川県最低賃金総合支援センター TEL 0120(641)020

〈業務改善助成金〉

- 神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL 045(211)7380

〈キャリアアップ助成金(処遇改善コース)〉

- 神奈川労働局 職業安定部 職業対策課 TEL 045(650)2859

最低賃金に関するお問合せ

- 神奈川労働局 労働基準部 賃金室 TEL 045(211)7354
- 県労政福祉課 労政グループ TEL 045(210)5739

ワーク・ライフ・バランス 企業担当者交流会を開催!

残業規制や労働力人口の減少等、
企業の働き方改革は急務です。



高見 具広 氏

企 業における「働き方改革」を推進するため、ワーク・ライフ・バランス企業担当者交流会を開催します。(参加費無料)

テーマ:「いま求められる「働き方改革」とは?」

—勤務間インターバルなど労働時間のあり方を考える—

日 時:12月8日(金) 10:00~12:00

会 場:かながわ県民センター1501会議室(横浜駅より徒歩5分)

講 師:独立行政法人労働政策研究・研修機構 研究員 高見 具広 氏

対 象:企業の人事労務担当者等

働き方改革を推進するために昨今話題になっている「勤務間インターバル」をはじめ、労働時間に関する諸制度についてセミナー及びグループワークを開催します。

県のホームページからお申し込みください。 [神奈川 企業担当者](#) [検索](#)

- 県労政福祉課 両立支援グループ TEL 045(210)5746



神奈川のものづくりを
試験分析で徹底サポート

電波暗室によるIoT関連機器等の開発支援機能を強化

今後急速な普及が見込まれている、IoT(Internet of Things)関連機器、生活支援ロボット、自動運転支援システム、医療用電子機器等の開発支援を行うためには、電子機器の利用環境における安全・安定性の評価が求められ、EMC試験(電磁ノイズ試験)、電波計測が必須となります。そこで今年度末までに、これらの試験計測の基盤となる電波暗室の電波吸収体改修、シールド室の増設及び付帯設備を機能強化することにより、IoTラボや橋渡し共同研究などの拠点として、中小企業を中心とした県内企業による地域イノベーションの創出を促進する支援体制を整備します。

KISTECで実施してきたEMC試験

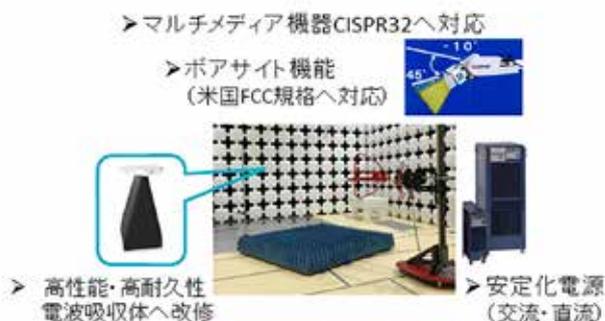
KISTECは、1995年度から電波暗室・シールド室において、一般電子機器を中心に、不要電磁ノイズの測定(EMI測定)及び電磁ノイズ耐性試験(イミュニティ試験)による技術支援を実施してきました。この間、3G携帯電話(2GHz帯)や無線LAN(Wi-Fi; 2.4GHz帯、5GHz帯)などの無線機器の普及に合わせ、マイクロ波帯のEMI測定(1GHz~6GHz)、放射電磁界イミュニティ試験(1GHz~2.5GHz)などに対応してきました。また、電気自動車等の開発支援を行うために、車載用電子機器・部品等のEMI測定規格CISPR25にも対応するなど、社会情勢に合わせて技術支援メニューも拡充させてきました。

新しい技術支援メニューの提供

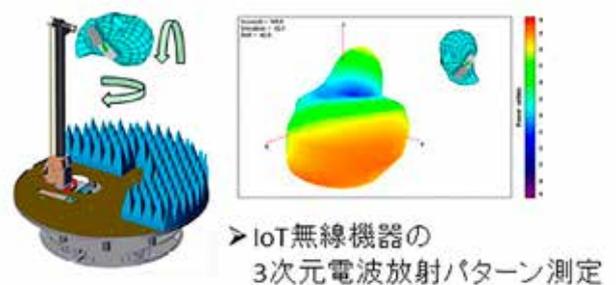
IoT関連機器の開発において、小型センサと機器間の通信は、主にBluetooth(2.4GHz帯)やWi-SUN(920MHz帯)などの無線通信方式を利用することが一般的です。技術基準適合証明(技適)を取得した無線通信モジュールを機器に組み込むだけでIoT機器開発が容易に行えるようになりました。しかし、無線通信モジュールは、電波を送受信するアンテナを含め機器に組み込むと、十分な性能を発揮できない事例が多く発生しています。そこで、無線機能を有する小型IoT機器(500g以下)のアンテナ特性を3次元可視化分析できる評価システムを導入します。受託研究サービスでは、電磁界シミュレーションとの比較検討も可能となります。

また、EMC試験において、マルチメディア機器のEMI測定規格CISPR32への適合をはじめ、既設アンテナマストにポアサイト機能を増設することで、米国FCC規格にも対応が可能となります。試験用安定化電源は、単相・三相交流200V(50Hz/60Hz)に加え、直流200V出力が可能となります。既存のシールド室では、主に伝導EMI測定を実施し、増設するシールド室では、主にサージ系イミュニティ試験を実施することで、試験装置の稼働率を向上させ、企業の皆さまのニーズにお応えします。

2018年2月のサービス開始を予定していますので、ぜひご利用ください。



電波暗室の完成イメージ



アンテナ特性の三次元可視化分析

● (地独)神奈川県立産業技術総合研究所 電子技術部 電磁環境グループ
TEL 046(236)1500(代表)



新規取引開拓

受・発注商談会(横浜会場)参加者募集

日時 2018年2月7日(水)

KIPでは、ものづくり企業を対象とした受・発注取引促進の一環として、発注企業との受注企業が一堂に会し、個別商談により新規取引先の開拓や情報収集を行う商談会を開催します。新たな取引先を開拓し、事業拡大を図りたいとお考えの皆さま、ぜひご参加ください。

●取引振興課 TEL 045(633)5067

■商談方法 商談希望企業との対面式(約17分間)
(事前マッチング方式)

■会場 パシフィコ横浜2F アネックスホール
(横浜市西区みなとみらい1-1-1)

■参加費 無料 但し、県外受注企業は5,000円(税込)

■募集 受注企業:400社 発注企業:約50社

■申込期間 発注企業:11月10日(金)まで
受注企業:11月17日(金)~12月6日(水)
※ 上限に達し次第、締切

■申込方法 KIPのホームページ
<http://www.kipc.or.jp/>
※ 詳細日程等はこちらをご覧ください

■主催 神奈川県、KIP、横浜市、(一社)横浜市工業会連合会、川崎市、(公財)川崎市産業振興財団、横浜信用金庫

■後援 かながわ中小企業支援プラットフォーム、神奈川県信用保証協会(予定)、横浜市信用保証協会(予定)、川崎市信用保証協会(予定)



よろず支援拠点: yorozu@kipc.or.jp

EVENT information

KIP イベント情報

11月>>>12月

イベントの詳細・お申し込みは
<http://www.kipc.or.jp>

※ 予定情報につき、詳細はこちらでご確認ください

ほぼ毎週開講!「よろずの学校」~学び“会う”場づくり。

疑問に思ったことはその場で発言

→解決! 1名でも開講します(各先着10名)

※ 内容が変更になる場合があります

▶場所: 神奈川中小企業センタービル

▶講師: 神奈川県よろず支援拠点のコーディネーター



個人事業と法人どっちが得?

▶開催日時: 12月7日(木) 16:00~17:00

▶講師: 桐澤 寛興 氏



プレスリリースワークショップ[3日間]

~自社を発信! プレスリリースを実際に書いてみよう

▶開催日時: 12月8日・15日・22日いずれも(金) 16:00~17:00

▶講師: 浦川 拓也 氏



御社の商品・サービスを「ブランド」にしちゃうワークショップ

▶開催日時: 12月18日(月) 16:00~17:00

▶講師: 高久 裕司 氏



小さい会社の人のトラブル

▶開催日時: 12月25日(月) 16:00~17:00

▶講師: 貝吹 岳郎 氏

よろずの学校



創業に関する税金の知識

▶開催日時: 11月16日(木) 16:00~17:00

▶講師: 桐澤 寛興 氏



未払い残業にならないための注意点

▶開催日時: 11月20日(月) 16:00~17:00

▶講師: 佐藤 かおり 氏



労働問題について

▶開催日時: 11月30日(木) 16:00~17:00

▶講師: 狩倉 博之 氏

「中小企業サポートかながわ」はKIPのホームページにも掲載しています。冊子をご希望の方には、毎号お届けします(無料)。郵便番号/所在地/企業名/担当者名(個人も可)/部数を、右記にご連絡ください。

編集/発行

公益財団法人 神奈川産業振興センター(KIP)

Kanagawa Industrial Promotion Center

横浜市中区尾上町5-80

神奈川中小企業センタービル

TEL 045(633)5201

FAX 045(633)5194

<http://www.kipc.or.jp>

